

平成 30 年度第 1 回岩手県「発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会」
会議録

1 日時 平成 30 年 8 月 1 日（水） 14：00～16：00

2 場所 岩手県庁 12 階特別会議室

3 内容

(1) 開 会

(2) あいさつ

(3) 委員紹介

(4) 協 議

ア 平成 30 年度における発達障がい者支援施策について

イ 平成 30 年度における特別支援教育施策について

ウ 新たな「いわて特別支援教育推進プラン」の検討状況について

(5) その他

(6) 閉 会

4 出席者

(委 員) 佐藤卓 委員、高橋秀治 委員、東信之 委員、成田礎野美 委員、前多治雄 委員、
金濱誠己 委員、猿舘寛 委員、奥寺三枝子 委員、佐々木聡暢 委員、
後藤賢弘 委員、野中隆 委員、鎌滝一郎 委員、近藤光徳 委員

(代理出席) 佐藤亥壱 代理（盛岡市立仙北中学校）、清水利幸 代理（岩手県立盛岡となん支援学校）、
谷藤久美子（JDDnet いわて）、佐藤友紀（岩手県立療育センター）

(欠 席) 佐藤精晋 委員、古里吉久 委員、小笠原健一郎 委員、近藤健一 委員、
藤倉良子 委員、八木淳子 委員、嶋田泉司 委員

5 概要

ア 平成 30 年度における発達障がい者支援施策について

（事務局より説明）

【東会長】

それでは、ただいま説明ありましたサポートブックについて、作成委員の高橋委員から補足説明
ありましたらお願いします。

【高橋委員】

補足ということではないのですが、委員の名簿を見ていただければ分かる通りで、それぞれの専
門の立場から今回の改訂にかかわっての御意見を、この資料には凝縮される形でまとまっていま
すが、1 頁 1 頁細かな意見が出たということが実際です。いずれ、保育者編にしても家族編にしても手
に取ってもらわなければダメなんだということで、ここは文字が多いので図にした方がいいねとか、
イラストの方が分かりやすいのではないかとかですね、具体的な意見がたくさん出ました。次回は

10月ですが、事務局がおそらく大変だなと思っているのですが、それらの意見を取り入れて10月に原案が出てくるのかなと思っています。さらに検討を進めていきたいと考えているところです。

【東会長】

ありがとうございます。協議の中でも御意見をいただきたいと思っています。それでは、ただいま事務局の方から説明がありました資料がNo.1から資料No.3とありますので、順番に区切って御質問がありましたらお願いします。

それでは、資料No.1につきまして、事務局からの説明を受けまして質問あるいは御意見がありましたら、委員の方々お願いいたします。

事務局からも説明がありましたけれども、資料No.1の3頁目になります。今後の対応ということで、発達障がい沿岸センターにつきまして、発達障がい児・者への支援が今後も適切に行われるよう、地域のニーズを把握しながら、関係機関と連携して取り組んでいく必要があるということです。ここに関しまして委員の皆様から御意見がありましたらお願いします。

【前多委員】

岩手県発達障がい者支援センター、発達障がい沿岸センターの役割は非常に大きいと思うんですよ。相談件数も、岩手県発達障がい者支援センターの方はパンク寸前ですよ。ですから、そちらへの人的な支援というのも県に本当にお願ひしたいなと毎回言っていることですが、よろしくお願ひしたいということと、それから、今、県が中心となって、矢巾のこどもケアセンターの八木先生とも一緒に、患者さんがどういう病院にどういうアクセスをすればよいのかという交通整理をすることを企画していますよね。あれは、発達障がい者支援センターと関係するんですか。それとは全く別の組織で、あの事業はやられるのでしょうか。

【東会長】

事務局の方で、分かる範囲でよろしいです。

【事務局】

分かる範囲ですが、こどもケアセンターや交通整理のことにつきましては、直接的に発達障がい者支援センターや発達障がい沿岸センターがかかわっているのではないのですけれども、対象となる方が重なっておりまして、例えば、沿岸センターも矢巾の支援センターの方も、徐々に直接支援よりも間接支援の方にシフトしてきて、直接支援の件数は徐々に減ってきているところですが、そういった方々が、こどもケアセンターを受診されているということもありますので、こどもケアセンターの方は、受診件数が増えております。ですので、関係がないわけではないのですが、直接的に発達障がい者支援センターがかかわっているということではありません。

【前多委員】

分かりました。できれば、なるべくコラボレーションしてやっていったほうがいいのか。というのは、こどもケアセンター自体はパンクしていますよね。完全にパンク状態なので、やっぱり

発達障がい者支援センターもパンク状態と言えばパンク状態なのですけれども、少しでも有効に人員と場所を利用するためには、そういったことも考えてもいいのかなと思っておりました。

【東会長】

前多委員から御意見がありましたけれども、よろしいでしょうか。はい。

【事務局】

先ほど申しあげました通り、対象となる方が重複していると言いますか、同じ守備範囲と言いますか、必要な連携はしていければと思います。

【佐々木委員】

4番の今後の対応のところですが、「地域のニーズを把握しながら」の主語は、誰になるのか、県ということでしょうか。

【事務局】

基本的に主語は県ということになります。県でセンターの運営を委託でやっているわけですが、実施主体ですので、県ということになりますが、沿岸センターにつきましては、平成24年度から被災地支援ということで設置してきておりますが、先ほど担当の方から資料No.2で説明しました通り、単年度事業で実施してきました。その事業は、被災地での事業ということで、予算上は終わりを迎える時期ですので、しかしながら、県内においては、発達障がい児・者の支援ニーズというのは、非常に高くなっておりますので、そういったものをきちんと把握しながら、どのような体制がよいのかということを検討していきたいという趣旨でございます。

【東会長】

佐々木委員よろしいでしょうか。

【佐々木委員】

はい。

【奥寺委員】

直接は関係ないかなとは思いますが、先ほど、地域のニーズのお話から、話したらいいのかなと思っていたのですが、発達障がいのあるお子さんたちって、非常に育てにくいので、お母様、御父兄の方々が、躰なのか虐待の通報が、発達障がいの方々が入ってくるようになっていて、そのあたりのこと、御両親、本当に苦労していて、虐待であがってくるわけですが、普通の虐待と育てにくさという困難さの部分での虐待と、思わず手を出してしまった、もう育てられませんかという電話がなっているようなことで虐待通報が来る場合があるわけですが、要対協（要保護児童対策地域協議会）のケースの中で、発達障がいの方々の占める割合って把握されていますでしょうか。ニーズも一つの視点かなとは思いますが、何か見る視点というのはありますでしょうか。

【事務局】

要対協の資料が手元にないので、分からないということで。

【後藤委員】

児童虐待の関係の話でございましたので、先ほど奥寺委員がおっしゃいましたように、発達障がい
が要因となって保護者からの虐待となっている、あるいは育てにくさということが重なり合っ
て虐待通告になっているんだなど、そういう相談件数は確かに増えています。ただし、発達障がい
を原因とした理由とした件数は何件かということは、そこまで統計をとっておさえていないという状
況でございます。その点について御理解いただきたいと思います。

【奥寺委員】

そういうふうが増えてきているという、それがこういうふうなネットワークでやっていって、そ
ういうふうな虐待ということは、要対協の方でも十分に理解しながら各市町村で話し合っていくも
のだと思っていますけど、やっぱり、若干違いがあるというか、ここまで追い詰められた状態だっ
たんだなということが分かることがあるもので、ちょっとだけお話させていただきました。

【東会長】

虐待って発達障がいとの関連性ということなんですけれども、学校の立場からですが、文部科学
省からの資料で、特別な支援を必要とする子どもたちが、全部の学校、義務教育段階ですけれども、
昨年度の資料が3.8%、今年度の資料では4.2%で、少子化の影響で義務教育段階の子どもたちは減
っているわけなんですけれども、特別な支援が必要な子どもたちは右肩上がりはまだ続いているという
状況もあります。

【前多委員】

今の奥寺委員の御意見は、とても大事な御意見と思いながら拝聴したのですが、是非児童相談所、
県立福祉総合相談センターの方で、虐待通告のあったケースで、現に今、医師にかかっている発達
障がいのある子なのか、それとも、医師にはかかっていないけれども、かなり発達障がいを考えな
ければいけないケースなのか、そこをところを統計とってみたら、とても大事な資料になるのかな
というふうに思ったものですから、発言させていただきました。

【東会長】

はい。ありがとうございました。意見として。

【成田委員】

沿岸センターの存続が難しいということもそうなんですけれども、沿岸は親の会も少なく、大
船渡とかあったりするんですけれども、集まりにくくて、保護者だけでは難しいという状況だそう
です。5月に矢巾で相談支援機関が後押しをして親の会を作ったのですけれども、ちょっとバック

アップがあれば、もしかすると、互いに協力できたりするのかなど。2頁にある支援体制の中に、家族団体とか当事者団体も支援する団体として連携するネットワークに入れていただいて、是非、保護者だけでは難しいところをバックアップしていただければ、互いにとって、他機関にも役立つことがあるでしょうし、今すぐ対応してもらえないというところで保護者が辛い思いをすることがたくさんあるので、御検討いただきたいと思います。

【東会長】

はい。ありがとうございます。切実な意見として聞いていただければと思います。その他、よろしいでしょうか。県の方でも、釜石を含めて全体を見ながらという意見をいただければということでしたので。いただいた意見につきましては、事務局の方で検討よろしくをお願いします。

【事務局】

資料の訂正です。1頁のライフステージに応じた支援施策の状況についての、人材育成の3番目、「就労支援期間」が時間の「期間」になっていますけれども、相談支援機関の「機関」です。

【東会長】

資料の訂正でした。それでは、資料No.2につきまして、御意見や御質問がありましたらお願いします。

【成田委員】

1頁の下の塩野義製薬との締結につきまして、沿岸センターの存続が難しいということもそうなんですけれども、沿岸は親の会も少なく、(2)の発達障がい児者支援に関する事項がかかわりのある事項という説明がありましたが、(3)の子ども食堂や子どもの居場所づくりも深くかかわりがあるので、関係団体と協力してやっていければということと、発達障がいの関連団体もそこにちょっと参加できるように考えていただきたいと思います。貧困とか虐待とかが子ども食堂との関連と挙げられていますけれども、実際、不登校とか引きこもったりとかというものと、発達障がいとかとの関連というのもすごく大きいので、お願いします。

【東会長】

御意見として事務局の方で、今後の調整ということで書かれていますので、このへんのところを意見も参考にいただければ。

【事務局】

塩野義製薬との協定の関係ですが、ここに書いてある通り、今後調整ということでありまして、子ども子育て支援課を中心に塩野義製薬さんとどういったやり方をするかということ調整させていただいているところなので、御意見として事務局の方で、今後の調整ということで書かれていますので、このへんのところを子ども子育て支援課に申し伝えまして、今後の調整のなかで参考とさせていただきます。

【東会長】

新規の事業ということです。その他、どこでもかまいませんが、資料No.2につきまして。

【清水委員】

2頁の発達障がい者支援センターの活動のところで、お伺いしたいことがあります。中ほどの、青年期への支援のところで、「発達障がいがある中高生に対する支援検討会」というのを開催しているらしいようですけれども、この会の概要を、どういふことをどういった方々でお話しされたのかということと、実際に中学校、高等学校の先生方対象にどのような助言等の支援があったのか、それが下の活動実績の表のどこにあてはまるのかということをお伺いしたいです。

【事務局】

今の御質問の中高生に対する支援検討会につきましては、昨年度行ったものとかではなくて、年度ははっきりしないのですけれども、震災の後だったかと思うのですけれども、発達障がい者支援センターの方で、私たちが行っている連絡協議会の委員会ということで、中高生の支援にかかわっている支援学校の先生であるとか、中学校、高等学校の先生であるとか、教育委員会の方とか、学童期の支援にかかわっている様々な方々に集まっていたいて、その中でそれぞれ課題と想っていたことについて挙げていただきました。それらの内容につきまして、あくまでも集まっていた方々からの意見として扱ってほしいという声もありましたので、私たちの方で、そのようなニーズがあるという把握をさせていただいた上で、その後の私たちの相談業務とか研修会の企画の参考にさせていただいたというものになっております。

【東会長】

清水委員、よろしいでしょうか。はい。その他。

【清水委員】

1回にお伺いすればよかったのですが、5頁の5その他、iPadの貸し出しの件ですけれども、最近の状況と言いますか、今年度はどのような状況になっているのかお伺いしたいのですけれども。

【事務局】

特別支援学校2校から貸し出しの要望がございまして、2校に貸し出しをしているということです。市町村については、教育委員会が障がい担当かはっきりと説明はできないのですけれども、8自治体に貸し出しをしているということです。この事業は、平成24年度だったと思うのですけれども始まっておりまして、当初は20台くらい貸し出ししていたのですけれども、年々、いいことなのか悪いことなのか分かりませんが、もう使いませんと返却があったりしているという状況です。

【清水委員】

まだ余裕があるということですね。

【事務局】

そうですね。当課で在庫というか、まだございますので貸し出しはできる状況です。

【東会長】

特別支援学校の高等部の子どもたちは、iPad を就学奨励費の関係でみんなほとんど購入していて、小学部、中学部はまだまだ、これから使うということもあるかもしれませんので、はい。

【猿舘委員】

今の件、5頁の5(1)に関連してですけれども、ここで言わんとしていることは、希望している市町村や支援学校とかに iPad の貸与のみのことなのか、前段のところは、支援機器を活用して意思疎通の支援をするとともに学習援助を行うとあるのですけれども、事業としては貸与の部分だけなのでしょうか。それとも、先週研修会が開かれたのですけれども、そういった視覚的情報ツールを使った本人さんのへの支援の研修までも含んだ内容なのでしょうか。

【事務局】

iPad の中には、アプリケーションがいくつか入っておりまして、内容までは、はっきりとお伝えできないのですけれども、その入っているアプリケーションを活用して特別支援教育だったりとか、学校さんだったりとかで使っていただいていると。絵を使って、絵が動いたりとかいうふうなものとか具体的にはちょっとお伝えできないのは恐縮ですが、既にアプリケーションが入ってそれを使って活用していただいているということです。

【東会長】

研修会ということではなくて、あくまでも機器の貸し出しの中にアプリが入っているということですね。

【事務局】

はい。その通りです。

【猿舘委員】

アプリとかハードとかというのは、お金が伴うし、行政さんで、これがいいよというのは言いにくいところがあるのかもしれないのですけれども、発達障がいの関係では、こういったICTのツールは有効なものがいろいろ出てきているので、そういったものが情報として知る機会というのも何らか、この項目でなくてもいいのですけれども、組み込んでいただければいいのではないかなと思いました。

【事務局】

はい。ありがとうございます。平成24年度、貸し出した際に研修というのを、使い方の研修をしたということです。

【東会長】

まだまだ使い方も含めて、広げていければなと思います。

【事務局】

発達沿岸センターのことですけれども、先ほど、委員の皆様から御意見をいただいたところですが、委員の皆様と認識を共有させていただきたいと思いますので確認のために申し上げたいと思うのですが、現状としましては、そもそも平成32年度末で復興庁という国の機関が、なくなってしまうというところは、現時点ではっきりしているところですが、それに伴って県がどうするかということは、現段階では、結論を出したものではありません。現段階では、結論を出していないものですが、今後に向けて結論を出していかなければならないわけですが、県といたしましては、全県的にですね、被災地域のみならず全県的に発達障がいに関する相談ニーズというのは高まっている状況でございますので、釜石の沿岸センターをどうするか否かという二者択一的な考え方ではなくですね、全県を見渡してですね、いかにして、全県をカバーできる相談支援体制を構築していくかと、そういう視点で今後に向けて検討を進めてまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、このことについて委員の皆様には是非御理解いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【東会長】

ありがとうございました。先ほど、御意見をいただいたわけですが、事務局からそういった考えで、今後検討していくというお話がありました。

【前多委員】

今の事務局のお考えに大賛成です。是非進めていただきたいと思ひますし、釜石の発達障がい沿岸センターこれは残しつつ、県北には、最低県北には一つ必要だと思ひしておりますので、是非前向きに検討していただければと思ひしております。宜しくお願ひいたします。

【東会長】

それでは、資料No.3になりますが、これにつきましてはよろしいでしょうか。

【猿舘委員】

サポートブックの保育者編、特に保育者編だと思うのですが、配布先として、前回どうだったのか承知しておらないのですが、今日は幼稚園、保育所の部門からお出でいただいておりますが、昨日、小児科のドクターから私のところにダイレクトパスが来まして、電話がかかってくるまで、御兄弟4人いるという中で、小学校にあがっている子どもさんで、はっきりと診断がついている子どもさんはいいのですが、幼児さんで、今、幼稚園、保育所になかなか行けないというところであると、御兄弟がたまたま上にいますけれども、家にいるだけで幼稚園、保育所に行っていないときには、誰につながるのかと。さっき、前多委員も話があったのですが、診断があったり病院にかか

っている方もいるのだけれども、そうでないとき、お母さんがお家で抱えているというときに、各市町村の保健の部分で、保健師さんの動きは市町村によって違うのですけれども、サポートブックが保健師さんのところを通じて、親御さんの目に触れる、それを受け取ってどういうふう感じ取られるかというのは、今度の改訂でとは思うのですけれども、まずはお手元に届くということでは、保健師さんのところがこれまでどうだったのか、あるいは今回そこをどうするのかということをお私に注目したいと思っているのですけれどもいかがですか。

【東会長】

事務局の方で、現段階ではどうなっているのか、配布とかということでありましたけれども。

【事務局】

ありがとうございます。このサポートブック、保育者編、家族編、あとは事業者編というのがあるのですけれども、今年度につきましては、保育者編、家族編を更新することにしておりますが、配布先につきましても、1回目の検討委員会でそこまでの議論はしていないのですが、やはり目的といたしましては、発達障がいかもしれないと思っただお家の方と言いますか、そういった方々が最初に見て、発達障がいというのは、このようなものなんだとか、こういったところに相談できるんだとか、そういった少しでも安心材料になるようなものをということで、今回も見直しをするということで、手に取っていただきやすいように、使っていただけるということが目的なわけで、その配布先につきましても、今度の検討委員会の中で議論させていただいて、効果的に使っていただけるようにしたいと考えておるところでございます。

【猿舘委員】

だとすれば、保健師さんとか相談員さんとか、そういったところも考えていただければなあと思います。結構、保健師さんからダイレクトに相談支援事業所に相談が来るのですけれども、相談先が分からない。それは私たちの影が薄いというのがあるのですけれども、やはり、つなぎ先が分からないという保健師さんのところの困っている話というのは、結構聞かれます。もう一つは、昨今、障がい児の福祉サービスで児童発達支援事業所ですとか放課後等デイサービスがあり、盛岡はめちゃくちゃ増えているんですが、何でもそうなんですが、福祉サービスを使えば何でもOKということでは全然ないと思うんです。やっぱりそこは、丁寧なパス、つなぎをするためにも、是非先ほどお話したような方面にも行き渡るような、そして、お母さん方の手元に行くことができるように御配慮いただければありがたいなと思っております。

【東会長】

事務局では、これから検討するということですので、よろしいでしょうか。

【谷藤代理】

サポートブックのこれまでの話題にあがった事項というところに、要望として一つ付け加えてほしいなということがあったので、意見を述べさせていただきます。私たち JDDnet いわてでは、県からの予算をいただいて、ペアレントメンターを養成しています。メンターの存在というのもサポー

トブックの中で是非紹介していただきたいなと思いますし、前のところでも言えばよかったのですが、ペアレントメンターを養成していますが、活躍の場というのなかなか限られているなあというふうに思っております。佐賀県では、市町村で行っている健診にメンターさんが一緒に出て、気になるお子さんはこっちへどうぞという形にさせていただいて相談を受けていることもあるようです。せっかく県の予算を使って養成していますので、是非そういう活用の仕方も県から市町村に御紹介いただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

【東会長】

ありがとうございます。サポートブックは検討しながら作成を進めているということですので、そういったことを県としてせっかくやっている事業ですので、このへんアピールしていただければと思います。

【前多委員】

平成 23 年度に作られたサポートブック、とてもいいんですね。それをさらにリニューアルするわけですから、今度できるものは、もっといいものができるかと期待しております。配布先ということですが、前のサポートブックで、50 部だか 100 部だか私のクリニックに送ってもらったんですけども、あつという間になくなっていきます。家族の方には、是非、相談にいらした方にはお上げしたいと思っておりますので、作る部数の倍くらい作ってもいいのかなど。どうせ最初に作るのに部数が増えても、そんなにお金がかからないですものね。新たに版をおこしたりするとまたお金がかかるわけですから。私は、この倍くらい作ってもすぐなくなるのかなあと、すぐ増刷しなければならない状況になるのではないかと思いますので、そこらへんのご検討もよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。先ほど JDDnet の谷藤さんからいただいた御意見、前多委員からいただいた御意見ですけれども、内容も含めて作成委員会の方で、本日、皆様方からいただいた御意見も含めて作成委員会の方で反映させて検討していきたいと思っております。部数につきましては、実は平成 23 年度版につきましては、保育者編は 5,000 部、家族編・リーフレットは 15,000 部作成しておりますけれども、この部数は、最初のところでも申しあげましたけれども、予算上、これで積算しているわけではあります。可能な限り、予算の許す限りたくさん作った方がいいというのは、その通りだと思っておりますので、そこは、できるだけの対応はしたいと考えております。

【東会長】

それでは、よろしいでしょうか。保健福祉部の協議 1 につきましては、終了させていただきます。それでは、(2)平成 30 年度における特別支援教育施策について、協議の方に入りたいと思います。事務局お願いします。

イ 平成30年度における特別支援教育施策について
(事務局より説明)

【東会長】

それでは、御質問等お願いいたします。

【成田委員】

まずは、つなぐというところに関連してなんですけれども、就学支援ファイルを作って活用していくとなっていると思います。平成29年1月に総務省からの勧告がありまして、個別の教育支援計画を必要な児童に対して着実に作成されるようにとありましたけれども、先日うかがったところ、通常の学級の子どもたちは対象にしていなくて捉えている先生方がいらっしゃりまして、そのへん、実際どうなっているのかうかがいたいというのが1点。もう1点は、配布いただいた用紙についてなんですけど、高校の進路指導が非常に困ってられる様子が見受けられるのですが、そういうネットワーク会議があるというのは聞いているのですけれども、高校の先生方には、支援学校のように情報が行っていないと思いますので、そこを情報提供なりネットワーク会議への参加を促すなりしていただきたいと思います。以上、2点です。

【東会長】

それでは、個別の指導計画のこと、通常の学級の子どもたちのことについて。それから高校生の進路について。

【事務局】

1点目です。個別の教育支援計画につきましては、先ほどの総務省からの勧告を踏まえながら、新しい学習指導要領でも個別の指導計画、個別の教育支援計画の位置づけが、より強化されています。したがって、新しい学習指導要領、現在移行期間で、その取組等についても周知を図っているところであります。今後、個別の教育支援計画等の望ましい活用の仕方についても、各小中学校等に周知を行っていきたいと考えております。また、個別の教育支援計画も個別の指導計画も児童生徒の教育的ニーズに応じながら作成するもので、必ずこの様式で全員作るというものでは決してないということ、作成するのが目的ではなくて、活用するためにということを大切にしながら県としても取組を進めていきたいと思っております。御意見として頂戴いたします。ありがとうございます。

【事務局】

2点目についてということでお答えいたします。高等学校における発達障がい、あるいはその疑いのある生徒の進路支援という意見につきまして、特別支援学校の方で圏域ネットワーク会議というところを開いております。年に2回、圏域のところ特別支援学校が主管校として招集しているということです。その他に、県内の県立、あるいは私立の高等学校の進路担当者にも御案内を差し上げながら、同じように就労、あるいは就労後の定着にかかわっての支援というところで考えなが

ら行っているところで、近年、県立、あるいは私立の進路担当者の参加の方も徐々に増えてきているというところでは、今後ともそういうふうなところを圏域のネットワーク会議や、あるいは就労の進路支援について特別支援学校と連携をしながら進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【東会長】

2点について、事務局側から説明がありましたがいかがでしょうか。

【谷藤代理】

今のことについて、追加というかお願いです。高校での進路指導のことなんですが、先ほど配られたアンケートのような生の声というか、高校の実態はどのようになっているのかということをは是非調査していただきたいというふうに思います。その上でいろいろな施策というか、そういったところをやっていただくとありがたいというふうに思っております。もう1点は、就学支援ファイルのことについてなんですけれども、後ろの資料を見ますと、平成29年度の就学支援ファイルの作成は100%というふうになっておりました。ですが、最初の資料を見ますと、就学支援ファイルというのは、幼児期から成人期まで活用されるものであるというように書かれていました。そのところから考えてみますと、就学支援ファイル、確かに必要とされるお子さんについては、作成していただき幼稚園から小学校というところはあがってきておるようです。しかし、市町村によって様式等も実施の方法もバラバラで小学校から先、小学校から中学校、中学校から高等学校というところは、まだまだ活用がされていない現状があります。各市町村に対しまして、就学支援ファイルや個別の教育支援計画等につきまして、現場が分かりやすく活用できるような指導をお願いしたいなと思います。

【事務局】

1点目の高等学校の生徒の就労、あるいは進学先の調査につきましてということに関しましては、調査対象が非常に微妙な部分もありますので、どこで線を引くというのも難しいのですが、そこについては、他県の様子等も参考にしながら研究を進めさせていただければというふうに思います。

【事務局】

個別の教育支援計画等につきましては、ありがたい御意見だと思っております。後ほど御説明申し上げますが、新たないわて特別支援教育推進プランを策定に当たっての調査を実施いたしました。そういったお声、確かにあがってきているところでもありますので、新たないわて特別支援教育推進プランにも盛り込んでいたところではあります。こういった機会にまた御意見として頂戴できたこと、ありがとうございます。

【東会長】

新しいプランでということ。新しい学習指導要領では、先ほど事務局が言った通り、個別の指導計画の作成については、強くと言いますか、通常の学級における障がいのあると思われる子ども

さんも人数が増えてきているというのもあって、そういった子どもたちにどういった指導をするかということについては、やっぱり計画がなければ指導ができないということで、それが、個別の指導計画、個別の教育支援計画というものであって、これからもっともっと理解が進んでいくんだろうなと思います。現にいる子どもたちが、既に高等学校にあがってきているという現状もありますので、認識していくべきものだと思います。それでは、今、プランの話も出てきましたので、プランの方に移ってよろしいでしょうか。

ウ 新たな「いわて特別支援教育推進プラン」の検討状況について
(事務局より説明)

【東会長】

新プランです。御意見、あるいは御質問がありましたらお願いします。

【猿舘委員】

去年から参加しているのですが、まだ把握できていないので、ちょっと頓珍漢なところがあったら申し訳ございません。支援学校に配置されている特別支援教育コーディネーター、あるいは特別支援教育エリアコーディネーターによって継続型訪問支援ということで幼稚園や保育所、小中学校、義務教育学校にいらっしゃる子どもさんと、継続的に訪問されていると。実は、昨日、盛岡市の自立支援協議会の子ども支援部会で、元岩手大学の加藤義男先生を中心として、検討されている子ども部会の方では、福祉のゾーンにおいても、今日もひまわり学園の園長先生がいらっしゃるんですが、盛岡で言えば公立の幼稚園、保育所には市の巡回指導ということで行っているのですが、私立の幼稚園、保育所となると気になる子どもさんがいても、そこを巡回で保育士や先生方にアドバイザー的な動きができないというのがないのですね。個別に療育とか、ずっとかかわってこられた先生をお呼びしているとか、福祉の方でもそういう状況なんですが、今回の継続型訪問支援が、現状で年間どれくらいの実績があって、福祉だと年間2、3回の巡回があると、園に対応するのが難しいということもアンケート結果に出ているのですが、学校の方の継続型訪問支援の実態と実際にやっていたらっしゃる園側の方のと言いますか、地域の就学前の評価というのは実際のところはどうでしょうか。そこのところをお尋ねいたします。

【事務局】

まず、継続型の訪問支援につきましては、公立の幼小中を中心として行っているものですので、私立については、80校園という件数に入っておりません。その他に特別支援学校の地域支援として、また別に私立の幼稚園等から依頼があれば、御相談に随時応じている状況であります。具体的な件数としては、今はございませんけれども、特別支援教育エリアコーディネーターだけでもかなりの件数となっていますので、特別支援学校全体だとかなりだと思います。

【東会長】

特別支援学校各校には特別支援教育コーディネーターがいるわけなんですけれども、個別に依頼があった場合には、御説明があったように動いていますね。各学校の人数は限られていますし、コーディネーターの人数も限られていますが、その都度、対応はしていますね。

【猿舘委員】

そのへんのところを、私は盛岡のことしか分からないんですけれども、つまり、私立の幼稚園、保育所に関しては、福祉のゾーンからも教育のゾーンからも、現場にいる保育士さんだったり先生さんだったりには行き届いている状況にはないという把握でよろしいでしょうか。

【事務局】

地域支援に関しての周知が足りない部分かもしれませんので、新しい推進プランにおいても、公立のみならず私立の幼稚園、保育所、こども園も含めてフォローできるような施策を考えていきたいと思います。

【成田委員】

今の話に関してですが、幼稚園、小学校以降の話になります。学校単位で問題解決をしてしまおうと閉じてしまうことがありまして、保護者が特別支援教育エリアコーディネーターに直接介入をお願いして断られるケースもいくつかあつたりしているので、県として、特別支援教育エリアコーディネーターを活用して学校の支援を強化していくということをお願いしたいと思います。

【事務局】

特別支援教育エリアコーディネーターの活用につきましては、各教育事務所を通しながら活用していくという手続きをとるのが原則ということになっております。御指摘のとおり、外部機関と連携しながら支援を考えていく、あるいは保護者さん、子どもさんの困難さに寄り添う形での支援を行っていくということが原則だと思いますので、そのところは、周知等も含めて進めていければと考えております。

【東会長】

コーディネートするのが、コーディネーターです。

12月にはパブリックコメントということですので、今日の時点で気が付いたことが何かありましたら。

【清水代理】

プランの支えるですが、長期入院している高校生への巡回指導ということについて、どのようなニーズや現状があり、プランに盛り込むのか教えてほしいと思います。

【事務局】

岩手県の現状から申し上げます。岩手医科大学附属病院につきまして、訪問教育ということで盛

岡青松支援学校の方から教員が行って授業を行っています。小中学生を対象としているということです。そして、平成27年、学校教育法施行規則等の改正がございまして、高等学校、特別支援校高等部における遠隔教育の制度化ということもあり、高等学校で長期入院をしている生徒さんに対しても訪問教育あるいは遠隔教育を行えるということ、それから、岩手医科大学から長期入院している高校生への訪問教育ということの要請等がありまして、それを受ける形で県として、学習空白を作らないような形で指導・支援を行っていくことについての検討を行っているところです。

【東会長】

ありがとうございました。清水代理よろしいでしょうか。病弱、入院している子どもたちについて切れ目のない支援ということが課題となっています。まさに、ICTを使いながら病院と教室をつないでということや、小中学校については訪問教育を行っていますよね。高校についてもやっていかなければならないという時代になってきたんだと思います。

【佐藤（友）代理】

岩手県発達障がい者支援センターと申します。つなぐについて、課題にあげていただいている、キャリア教育の充実とともに保護者等への情報提供や相談体制を整えていく必要がありますということ、ありがとうございます。私が相談を受けて思っている部分からのお願いで、お伝えしたい部分になりますけれども、相談者、親御さんたちは、お子さんたちが小学校から中学校に上がる、あるいは中学校から高校に上がったときに在籍をどこにするかということになったときに、まずは、小学校から中学校のときに通常級か支援級か、あるいは高校になったときに支援級からどこの高校であったりとか、あるいは支援学校とか私立なのかとかいった部分で、多くの方が悩んで相談に来られます。私たちのところに相談にいらっしゃっている親御さんは、一握りだと思っただけで、そうすると相談に来られていなくても迷ったり困ったりしている親御さんがいらっしゃるのではないかと思います。ですので、保護者さんへの相談体制となったときに、親御さんからなかなか相談のきっかけというサインが出せないかもしれませんが、つなぐとなったときに、ライフステージの切り替えのときにそういった部分を御承知いただき、親御さんたちも悩んでいて、お子さんにどう話せばいいのか、あるいは親御さん自身もどう考えていけばいいのか分からないでいるということを御承知置きいただければと思います。

【東会長】

御意見として、つなぐということで大切なところだと思います。

【事務局】

ありがとうございます。まさに、御指摘の通りだと思います。なかなか保護者さんのところに情報が届かないということが現実かなと思っております。そのところを、プランもあわせながら発信し、有用なというのでしょうか、情報を届けられればと思いますし、保護者さんだけでなく関係者みんなでつながりながら、保護者さん、子どもさんを支えていくということが大切だと思います。

【奥寺委員】

支えるのことで、別のところでお話されているかと思いますが、医療的ケア児に係る看護師の配置のところで、養護教諭とは別の形で看護師を該当する学校に全部配置するという感じでしょうか。概要を教えてください。

【事務局】

特別支援学校への看護師の配置数についてまずお話させていただきます。平成30年度におきましては、対象者が43名、配置している看護師が41名ということになります。学校につきましては7校ということになります。市町村の状況につきましては、対象者が2名ということになります。看護師配置数は1名。もう1名は、定時に保護者が来校しながらということで、医療的ケアを行っているということになります。特別支援学校における看護師の配置につきましては、県立学校は設置者ということで県教育委員会の方で行うということになります。市町村における小学校、中学校あるいは幼稚園もそうなのですが、設置者が市町村教育委員会ということになりますので、市町村のところで看護師を必要に応じて配置できるように県として働きかけを行っていくということになります。

【事務局】

県立学校だと看護師の配置の歴史が長いのですが、今、重症心身障害児の子どもも小学校に行く時代になって、そういったところで文部科学省も看護師の配置ということでかなりの予算を割くようになってきてということで、医療的ケアは特別支援学校も通常の小学校もという時代になってきているのだと思います。

【奥寺委員】

今年の日看協（日本看護協会）の総会で、全国的に学校の場に看護師が配置となっているので、そういう場の拡大という状況もありますので、看護協会の内部でもだんだん看護師の不足という問題もありますので、併せて考えていくという形になるのかなと思います。

【東会長】

それでは、そろそろ時間が迫ってまいりましたが、他にありませんでしょうか。

【前多委員】

全体を通していいでしょうか。一つは情報提供、お願いが一つ、国に是非要望してもらいたいことが一つの三つございます。塩野義製薬でこういうような援助したいということなんですけれども、県の方で全然遠慮することはないですから、要望を出してどんどん使っていただければなと思います。それから2番目の提案でございますけれども、普通高校にも発達障がいのお子さんがいるということは、先ほどお話がありましたけれども、普通高校にいる発達障がいのお子さんが、就職しようとするとなかなか大変なんです。普通高校の先生方がそういう情報を持っていないということ

と、それから、ハローワークの方に行っても高校を卒業しないとハローワークを利用できないんです。ですから、そういう発達障がいの子どもたちにおいては、情報をたくさん持っているハローワークと高校在学中から連携とれるような体制を作ったらどうかなという提案が一つです。3番目の国へのお願いですけれども、皆様、御承知かと思えますけれども、発達障がいのお子さんが障がい者雇用をお願いするためには、療育手帳か精神障害者保健福祉手帳のどちらかがなければいけないわけです。療育手帳は児童相談所で IQ70 未満を対象としています。発達障がいの場合は、現時点では、精神障害者保健福祉手帳で代用するという事になっているんですけれども、お母さんたちが、本人もそうなんですけれども、やっぱり精神障害者保健福祉手帳と書かれているんですよ。そうするとかなりショックなんだそうです。法律を変えればできる話ですから、是非、発達障害者保健福祉手帳ということになるように国に要望してもらえればと思います。以上です。

【東会長】

前多委員から3点ありましたので、事務局の方で書き留めていただいて、よろしく願いいたします。それでは、時間になりましたので、その他、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

事務局からは、特にありません。

【東会長】

皆様から何かありますでしょうか。以上を持ちまして協議の一切を終わります。進行につきまして御協力をありがとうございました。